

令和 7 年度 乳児等通園支援事業の実施について

1. 制度概要

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、令和 5 年 1 2 月に国で閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランに掲げられた施策で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用できる事業です。

令和 7 年度から、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和 8 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の自治体において本格実施されます。

市では、令和 7 年度に地域子ども・子育て支援事業として、市内一部の認定こども園等でモデル事業を実施し、令和 8 年度からの本格実施へ向けて、利用ニーズの把握や事業運営の課題検証等を行います。

※地域子ども・子育て支援事業とは…

市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画(第二期石狩市こどもビジョン)に従って実施する事業

2. 市の事業内容（★国の制度と同一）

- (1) 対象児童 市内に住所を有する 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園児（保育所等に通っていない児童）★
- (2) 実施場所 認定こども園及び地域型保育事業所 5 施設で実施予定（民間 4 園、公立厚田保育園）
- (3) 利用時間 こども一人当たり月 1 0 時間を上限★
- (4) 実施方法 一般型 3 園、余裕活用型 2 園
※一般型では、既存の一時預かり事業との合同等による実施を検討
- (5) 利用料金 こども一人 1 時間当たり 3 0 0 円を基準とし、実施施設が定める★
※生活保護世帯及び住民税非課税世帯は利用料を減免
※給食費等の実費負担あり
- (6) 補助単価 こども一人 1 時間当たり 0 歳児 1, 3 0 0 円、1 歳児 1, 1 0 0 円、2 歳児 9 0 0 円を実施施設へ交付★

《一時預かり事業と乳児等通園支援事業の違いについて》

● 一時預かり事業

保護者の立場からの必要性(就労や通院、リフレッシュ等)に対応するもので、保護者が「預ける理由があるとき」に利用するもの。

● 乳児等通園支援事業

保護者のために預かるサービスではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じてこどもが成長していくように、こどもの育ちを応援する。
定期的に通うことで、こどもが保育者や同年代のこどもとの関係性を構築する。

3. 今後のスケジュール（予定）

・ 令和7年

1月 認可基準を定めるにあたっての意見聴取（前回の子ども・子育て会議）

3月 認可基準の条例制定（第1回市議会定例会）

石狩市乳児等通園支援事業実施要綱の策定

事業実施に関する手引き（国作成）の周知広報

事業実施施設の公募手続

4月 認可を行うにあたっての意見聴取（子ども・子育て会議）

市による認可行為

5月 事業実施施設における受入の準備等

広報いしかり、市HP、市の乳幼児健診等で事業内容を広く周知

6月以降 令和7年度乳児等通園支援事業（モデル事業）の開始

利用者アンケート調査の実施、モデル事業の評価検証等

・ その他（令和7年度中）

令和8年4月からの給付制度の開始に向けて・・・

運営基準を定めるにあたっての意見聴取（子ども・子育て会議）

認可確認を行うにあたっての意見聴取（子ども・子育て会議）